



くみあいニュース (全学配布版)



2012年度 第6号 2013年2月4日
島根大学職員組合広報部
内線 2198, ダイヤルイン 32-6407
E-mail: union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp
http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html

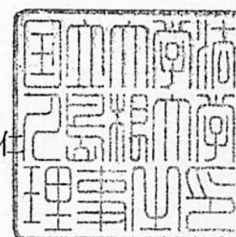
退職手当削減についての質問状への回答が来ました

2012年12月25日付で組合から提出した質問状の回答が、2013年1月11日付で来ました。

平成25年 1月11日

島根大学職員組合
中央執行委員長 境 英俊 殿

国立大学法人島根大学
理事(財務・労務担当) 両角 晶仁



2012年12月25日付け質問状について(回答)

2012年12月25日付の質問状で質問のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 全大教は以下の論点(参考1, 参考2)から、「今回の退職手当削減は、賃金の後払いの性格を持つ退職金の現在支払うべき金額を、過去に遡って減額することであり、不利益の遡及を行っている。賃金の不利益遡及が違法であると同じく、退職金の不利益遡及は違法である。」と論じています。この点について、大学当局の見解をお教えてください。

(回答)

個別の判例についての見解は差し控えさせていただきます。

2. 全大教では別紙のように、事務・技術系職員と教員それぞれについて退職手当について削減額を計算し、どちらも民間に比較して高い水準ではないから民間準拠して削減する必要はないことを論じています。この点に関して、大学当局の見解をお教えてください。

(回答)

これまで本学では、給与及び退職手当については、国家公務員準拠とし、諸規則の改正を行っています。今回についても人事院が全国の企業規模 50 人以上の民間企業の調査に基づき、調査を行った結果、官民均衡の観点から民間との較差を埋める必要があり、改正するものです。

3. 全大教からの会見報告によると全大教の問い「今回のように退職金を短期に大幅に引き下げることは、人材確保でより困難な状況になるとともに、職場に混乱をきたし、教職員の職業に対する誇りを甚だしく毀損するものである。そうしたことはするべきでは

ないと考える学長の意向を取りまとめた形で、国大協の合意を形成すべき。」に対し、国大協側は「人材確保の面では、困難をきたしているという学長の声を聞いている。国大協としてもこの問題についてのアンケートを行なって実態を把握しようとしているところである。」と回答しています。組合としてはぜひとも国大協にこの問題を島根大学として訴えることによって、国大協としての合意形成を進めてほしいと考えております。この点に関して、大学当局の見解をお教えてください。

(回答)

本学においても、人材確保の面について国立大学協会へ伝えてまいりたいと考えています。

4. 改正予定の国立大学法人島根大学職員退職手当規程の第 12 条の 2 では、「学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第 7 条に定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は施設の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は施設に属する職員を対象として行う募集」とあります。本大学において、組織の改廃又は施設の移転に関する規程を入れる必要は今のところないと思いますが、この規程を入れた理由をお教えてください。

(回答)

当面のところ本学では考えておりませんが、国家公務員退職手当法の改正に準じて規程に盛り込んでおります。

★★全国の国立大学法人における退職手当削減の実施状況★★

全国大学高専教職員組合の調査によると、約 50 の単組から回答があり、約 20 の単組（島根大学を含む）では交渉決裂し、1 月 1 日強行実施となっています。約 30 の単組では 1 月 1 日実施を見送らせ、現在も交渉継続中ではありますが、法人側は早急な実施を求めて強い姿勢に出ています。他方で、法人独自の提案が出されたケースもあります。

- ・ 山口大学：国家公務員通りの切り下げ改定を 1 月 1 日に実施するが、今年度の定年退職者は除く。
- ・ 和歌山大：今年度退職者の調整率を 1.04 から 0.98 に下げるところを 1.00 に。
- ・ 富山大：特殊要因経費の算出方法の改善を、学長が国大協に働きかける。
- ・ 新潟大：定年退職の年齢（教職員満 65 歳、職員満 60 歳）に達している者については、12 月 31 日時点での退職であれば、現行の退職金（調整率 104/100）の支給と、3 月 31 日までの再雇用を暫定的に実施。
- ・ 京都大：40 歳、50 歳時に 5 日間のリフレッシュ休暇を創設。表彰規程の見直しを提案。

なお、国大協はこの問題には立ち入らない姿勢のようです。国大協の存在意義も問われる事態なのかもしれません。

★★島根大学職員組合におけるここまでの交渉内容要約★★

退職手当削減問題について、大学側のあげる理由は主に 2 点あり、

- ① 官民均衡の観点から出された人事院勧告に基づくものであり、「社会一般の情勢に適合」させる改訂であること、
- ② 特殊要因運営費交付金による退職手当の財源そのものを削減されること、

これに対し、組合側は

- ① 教員の場合、同規模の私立大学に比べて給与水準は高くない。また、一般事務職員のラスパイレース指数は低いため、民間との格差是正の論拠は成り立たない。そのため、切り下げの必要性はない、
- ② 国立大学法人の教職員は国家公務員とは異なるため、労働契約法などから退職手当の切り下げには、高度な必要性に基づいた合理的な理由が必要である、
- ③ 過去の判例から判断すると違法である

組合としては財源問題が深刻ではあることをみとめながらも、激変緩和措置、とりわけ東日本大震災において臨時給与削減を受け、今のところ実質的には代償措置を受けていない一般事務職員に

については、少しでも退職手当の補填はできないかと提案しましたが、財源的に工夫できないので無理だという回答となりました。

★★退職手当削減問題への対応について、みなさまのご意見をお願いします★★

今後、どのように大学側との交渉を進めていくかは難しい問題です。財源そのものが削減される見込みであるため、交渉して得られるものがあるとしても、その額はおそらく削減される退職手当に比べれば、かなり少ないものになると予想されます。そうであれば、裁判を通じて社会全体にこの問題を訴えかけ、さらに裁判で勝利することによって、全額を取り返すという方針も考えられます。今回の退職手当削減に関する裁判を検討されている方がいましたら、組合員、非組合員にかかわらず、組合としても相談、情報提供、応援などをします。ぜひ組合にご連絡ください。

しかしその一方で、他の大学における交渉の成果をみると、大学側からある程度の代償措置を獲得できる余地は、まだまだあるとも考えられます。組合としては、できるだけ大学構成員の意見をくみとりながら、今後も粘り強く交渉を進めていきたいと考えています。つきましては、みなさまのご意見やご要望などを、ぜひとも組合 (union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp) までお寄せください。

※※※※※※※※職員組合は「『建国記念の日』に考える集い」を共催しています※※※※※※※※

第25回「建国記念の日」に考える集い

勝部庸一さんは、1945年、自ら志願した少年飛行兵として終戦を迎えました。戦後の民主化運動の中で、政令325号(占領目的阻害行為処罰令)によって弾圧を受けた体験もあります。

「未来の夢、展望を語ることは若者の権利」「激動の昭和を生き抜いた人びとの義務は、自らが歩んだ道、歴史を正しく見つめ、その教訓を若い人たちに伝えること」というのが、勝部さんの思いです。

みなさん、この集いで、憲法と平和・民主主義を一緒に考えましょう。



どなたでもご自由に参加下さい

◆日時 2013年 2月11日(月) 10時～12時

◆会場 島根県民会館 307 会議室

「治安維持法とレッドパージ、そして現代
～私の昭和史をふりかえって～」

報告 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

中央常任理事・島根県本部事務局長 **勝部 庸一さん**

資料代 500円

主催 「建国記念の日を考える集い」事務局団体
日本科学者会議島根支部 島根県教職員組合
島根大学職員組合

連絡先 〒690-8504 松江市西川津町1060
島根大学法文学部 上園昌武 ☎0852-32-6137